

地方圏の圏域構造における圏域中心としての中小都市の役割

都市計画研究室 金内 惇
指導教員 中出 文平
樋口 秀
松川 寿也

1. 背景と目的

高度経済に伴う大都市圏への人口集中及び都市の拡大は、スプロール化及びモータリゼーションの進行に伴い、交通渋滞等の様々な都市問題を引き起こした。これらを改善する為に、国は昭和37年に策定した「全国総合開発計画」をはじめとして、昭和43年には「新都市計画法」の制度化といった様々な取り組みを行なった。

さらに、昭和52年に策定された「第三次全国総合開発計画」では、定住構想として自然系である河川流域を基本とした「広域生活圏」から「定住圏」⁽¹⁾という圏域が具体化された。又、昭和62年に策定された「第四次全国総合開発計画」では、「多極分散型国土」を目標に開発戦略として交流ネットワーク構想を挙げ、「多極分散型国土」の基礎的な単位として「生活圏域」が示された。こうして、地方都市は都市機能の集積が地域発展に果たす役割がますます重要になってくると、地域の活性化と個性の形成にも大きな役割を担うようになり、それと同時に、交流の場としての重要な役割を果たしている。

特に、既に人口及び諸機能の一定規模の集積を有する「地方中枢・中核都市」⁽²⁾⁽³⁾は、地域発展の核として、高次都市機能を全国に展開するに当たり拠点的な地域の「圏域中心」として大きな役割を担っている。これに加えて、高度経済成長期から始まった大都市圏への流出超過も下火になりつつあり、平成12年の都市計画法改正で進められた地方分権によって、都道府県知事や市町村長に都市計画決定権が移行し、都市計画の面でも全国的に地方都市の位置づけが見直された。

しかし、地方都市では、近年のモータリゼーションの進展や都市の拡大、郊外都市の増加によって、圏域の構造は大きく変化し、複雑になり始めている現状にある。

その要因の一つとして「地方中枢・中核都市」を中心とした圏域の拡大が挙げられる。その一方で、人口10万人未満の地方中小都市（以降、中小都市）を中心とした圏域も多数存在し、これらの都市は、地域・圏域間を結ぶ核としての機能も有していると考えられる。これらの圏域中心となる地方中小都市（以降、圏域中心都市）が衰退してしまう事により周辺自治体も衰退する恐れがあり、圏域を構成する上で必要不可欠な存在といえる。

これまで圏域に着目した研究は相当数あるが、圏域の設定方法¹⁾や大都市圏及び地方中枢・中核都市圏と県境付近の過疎集落等の圏域構造²⁾³⁾を対象とする研究が多く、圏域中心となる中小都市に着目した研究は少ない。

そこで本研究は、地方に多数存在する中小都市の中から、圏域中心都市及びその都市を中心に構成される圏域を都市的要因・機能から設定し、圏域中心都市と周辺自治体における地域間の繋がりを把握し、圏域構造を明確にすることで、圏域中心都市の役割と周辺自治体との在り方を提言することを目的とする。

2. 研究の方法

本研究は、東北6県及び新潟県の計7県を対象地域として、構成する全512市町村（平成の合併前）について、国勢調査等の統計データ等から圏域中心都市を抽出し、その都市を中心とする総合的な圏域を設定する。設定した対象圏域を構成する中小都市をはじめとした各自治体への資料収集及びヒアリング調査を行う。そして、そこから得た知見を基に、圏域構成自治体の圏域内の位置づけ及び既存圏域設定の背景や圏域内外の広域連携、圏域中心都市に求められている都市機能・施設の状況を把握し、圏域構造の実態を明確にする。

3. 中小規模の圏域中心都市

ここでは、中小規模の圏域中心都市を抽出するために、圏域中心都市に必要と考えられる都市機能・施設等に関するデータを用いて、圏域中心都市を抽出した。

3.1 圏域中心の視点

研究の手順として、圏域中心都市から圏域の広がりを見極めるために、国勢調査データ及び各自治体HPを基に、都市的要因・機能の有無（表-1）から圏域中心都市候補を抽出した。その際、本研究の対象である圏域中心都市の都市規模を人口10万人未満としたことから、人口10万人以上の自治体を除外した結果、分析の対象となる自治体数は495となった。以下に、5つの都市的要因及び機能を用いた要因の説明を示す。

①DIDD（人口集中地区）

都市への人口集中（人口密度）による都市の中心性を求めるために、国勢調査を用いて、過去（S.45）と現在（H.12）での各自治体のDIDDの有無を把握し、自治体の人口集積の変化をみることで、人口面での中心性を有する自治体を抽出した。

②各市町村内通勤・通学割合

自治体内での通学・通勤割合が75%以上の自治体は、教育・雇用の機能や施設を有していることが推測され、圏域中心都市としての中心性が高いと考えられる。一方、それ以下の自治体は他自治体に依存していることが考えられる。そこで、国勢調査の通勤・通学データを用い、過去（S.45）と現在（H.12）の自治体内通学・通勤割合を把握し、通勤・通学面で中心性を有する自治体を抽出した。

③広域行政施設

広域行政面で中心となる自治体を把握するために、明治時代に設定された郡域の行政施設である郡庁舎を広域行政施設として用いた。しかし、自治体の合併が進み、郡の消滅と共に郡庁舎の機能も既に失われている⁽⁴⁾。そこで、郡域に変わり広範囲の圏域として新たに設定された広域生活圏に、行政施設として設置された出先機関⁽⁵⁾を現在の状況を示す施設とした。これらのことから、広域行政の圏域中心都市を選定するために、過去（郡庁舎）と現在（広域生活圏出先機関）の立地状況を指標として用いて、広域行政面で中心性を有する自治体を抽出した。

④交通ネットワーク（交通網）

交通面での中心（結節点）となる自治体を把握するために、過去の交通網として、江戸時代から設置され、現在の道路の基盤となり、国道（高規格道路）へと改良されている場合も多い街道⁽⁶⁾を用いた。同様に、江戸時代以前から交通機能として用いられ、集落形成にも大きく関わっている河川に着目し、中でも特に経済上重要な水系である一級河川流域⁽⁷⁾を指標として用いた。現在の交通網については、主となる施設は道路であることから、都市間を結ぶ道路として重要な役割を持つ高規格道路を指標に用いる事として、その中でも、IC⁽⁸⁾が設置されている自治体は、他都市との交流拠点等の中心性を有していると考え、指標と

して用いた。同様に、現在の交通網において長距離移動の主軸となる鉄道路線駅⁽⁹⁾が存在する自治体も交通面での圏域中心としての役割を有していると考え、指標として用いる事で、交通面で中心性を有している自治体を抽出した。

⑤教育施設

教育面の圏域中心都市を教育施設から求めるために、高校を指標として用いた。高校には、普通高校と職業高校⁽⁶⁾があり、職業高校の設置には、地域の歴史や特色が色濃く表れていると考えられる。例として、農業が盛んな地域では農業高校が立地しているといった事が考えられる。そして、普通高校と職業高校が共に立地している自治体は、教育面での中心性を有していると考えられ、複数の高校が立地している場合、学生が高校を選択する際にその都市を選択する可能性が高くなる。

このことから、通学動向圏の中心都市となる可能性も高いと考えられる為、その立地パターンを表-2に示し、中心性が2以上の自治体を抽出した。

表-1 圏域中心としての要因・機能

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|----|-----------|--------------|-----|-------|--------|
| 過去 | DIDD(S45) | 通勤・通学割合(S45) | 郡庁舎 | 街道・河川 | 高校(共通) |
| 現在 | DIDD(H12) | 通勤・通学割合(H12) | 出張所 | 鉄道・IC | |

表-2 高校立地パターン

| 高校立地状況 | 中心性高さ |
|----------------------|-------|
| タイプ① 高校なし | 0 |
| タイプ② 普通高校のみ | 1 |
| タイプ③ 職業高校のみ | |
| タイプ④ 普通高校及び職業高校のどちらか | 2 |
| タイプ⑤ 全種類の高校 | 3 |

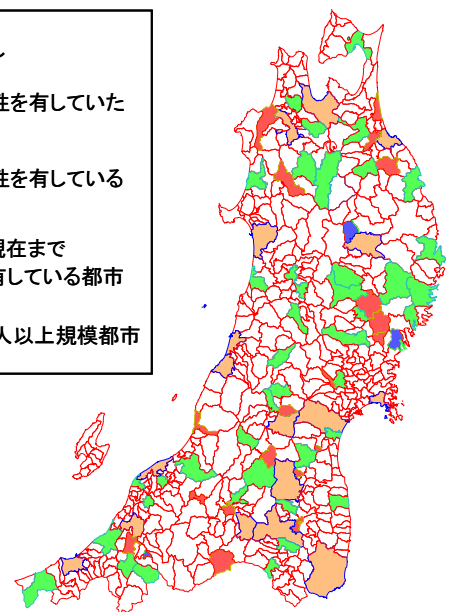
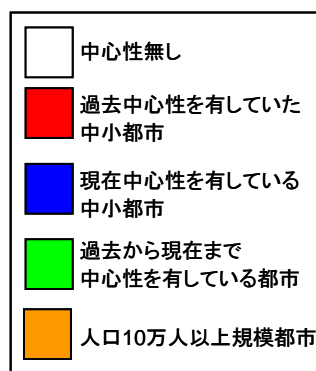


図-1 中小規模の圏域中心都市候補

3.2 圏域中心都市の抽出

(1) 圏域中心からの選定

表-1の5つの都市的要因・機能(①~⑤)に該当する自治体を反応数から、中心性の高さを0~5に分類し、中心性が高いと考えられる、反応数3以上の65自治体を中小都市(人口10万人未満)495自治体の中から抽出された65圏域中心都市候補とした(図-1)。

(2) 地形要因からの選定

65自治体の中から、中小都市と比較すると中心性が高いと考えられる大規模都市(人口10万人以上の都市)と隣接している自治体、もしくは中心性が高い自治体同士が隣接し、複数の都市で圏域中心を構成している圏域都市(複数圏域中心都市)を除外し、単一の都市で圏域を構成する周辺自治体の求心性を示している自治体(単一圏域中心都市)を抽出した。

その上で、複数圏域中心都市の中で、標高500m以上の山脈によって隔てられている自治体は、それぞれ単一圏域中心都市とした。地図上では隣接している、その自治体境が標高の高い山岳地域だった場合は、都市間の交流が困難であると考えられるし、過去では標高500m以上の山脈がある場合、道路やトンネルの整備が現在ほどされておらず、容易に自治体間を移動することができなかつたと考えられるからである。そこで、自治体境が500m以上の山岳によって隔てられている複数圏域中心都市を精査し、再度、単一圏域中心都市とした結果、抽出された自治体数は27となった(表-3)。

(3) 都市的要因からの選定

単一圏域中心都市の中から、より周辺自治体からの求心力(依存)が高い自治体を抽出するために、圏域内の人口移動(圏域動向)の中で最も日常生活と密接な関係にあり、なおかつ総務省や国土交通省が都市圏⁽⁷⁾を設定する際に用いている指標でもある通学・通勤を用いた。そして、過去・現在(S.45、H.12)で単一圏域中心都市であり、自治体内通学・通勤割合が75%以上の自治体の中から、周辺自治体から通学・通勤共に10%以上流入している自治体を抽出した結果、12自治体が抽出され、それらの自治体を中小規模の圏域中心都市とした(表-4)。

(4) 対象都市の決定

中小規模の圏域中心都市の中から、本研究の対象都市を決定するに当たり、大規模都市の付近に位置している圏域中心都市は、周辺自治体からの求心力(依存)の分散から、周辺自治体に対する中心性が低下すると考えられる。その結果、独立した圏域を構成していると考えられる秋田県能代市、秋田県能代市、新潟県村上市を詳細分析の対象都市として選定した。

4. 圏域実態

本章では、対象圏域中心都市として選定した3自治体から秋田県能代市、山形県新庄市を中心とする圏域構造及び実態を明らかにする。

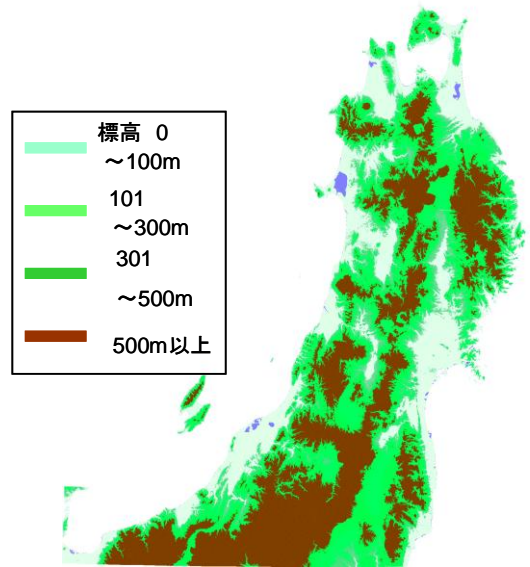


図-2 対象地域の地形

表-3 圏域中心都市の類型化

| | 単一圏域中心都市 | 複数圏域中心都市 |
|-----|----------|----------|
| 青森県 | 2 | 5 |
| 岩手県 | 6 | 9 |
| 宮城県 | 1 | 6 |
| 秋田県 | 3 | 5 |
| 山形県 | 4 | 3 |
| 福島県 | 4 | 5 |
| 新潟県 | 7 | 5 |
| 合計 | 27 | 38 |

表-4 中小規模の圏域中心都市

| 県名 | 詳細対象圏域中心都市候補 |
|-----|-----------------------|
| 岩手県 | 一関市、釜石市 |
| 宮城県 | 気仙沼市 |
| 秋田県 | 能代市、本荘市 |
| 山形県 | 新庄市 |
| 福島県 | 白河市 |
| 新潟県 | 三条市、新発田市、村上市、糸魚川市、小出町 |

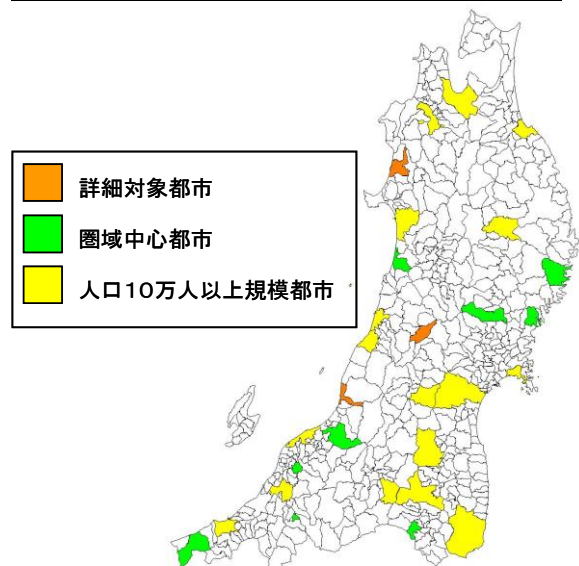


図-3 中小規模の圏域中心都市

4.1 圏域設定

圏域中心都市を核とした、圏域を設定するために、日常生活に関わる①通学動向②通勤動向③消費者購買動向④通院動向を用いて、圏域中心都市に各自治体からどの程度集中しているかを分析し、それを基に圏域を設定した。

①通学動向

通学動向は、地域間での通学移動量を把握する事で、教育面で自立している圏域中心都市とそれに依存している自治体を求めることができる。

そこで、国勢調査の通勤・通学編を用いて、過去(S.45)と現在(H.12)で圏域中心都市への通学流入量割合が10%以上の自治体を通学圏として設定した。

②通勤動向

通学動向と同様に、国勢調査の統計データを用いて、圏域中心都市への通勤割合が10%以上の自治体を通勤圏として設定した。

③消費動向

消費購買動向(商圈)の把握には、『能代圏域』に関しては東北折込広告協議会が東北6県と新潟県の計7県を対象に行なった『7県消費購買動向調査結果(H.14)』の統計データを用いた。『新庄圏域』に関しては、山形県が3年毎に実施している『山形県買物動向調査(H.12)』^⑧を用いた。それぞれの圏域中心都市への流出割合が10%以上であり、他自治体への流出割合がそれより低い自治体を消費購買圏域として設定した。

④通院動向

通院動向(医療圏)把握をするために、『新庄圏域』では『山形県患者調査(H.17)』^⑨を用いた。『能代圏域』に関しては、必要資料として通院動向調査等の資料の請求を秋田県に行なったが、該当する資料は無いとの回答だったため、『新庄圏域』で用いたもの等の他県の圏域設定に用いた通院動向調査と各県で設定されている第二次保健医療圏がほぼ一致していたことから、秋田県の通院動向は第二次保健医療圏^⑩を用いて設定した。

以上の①～④の動向をまとめたものを表-5、表-6に示す。この結果、能代市、新庄市が圏域中心として機能していないと考えられる、秋田県大潟村、山形県尾花沢市を除いた自治体を『能代圏域』及び『新庄圏域』の構成自治体とした。(図-4、図-5)

4.2 圏域の実状把握

ここでは、圏域中心都市及びに圏域構成自治体に対して行なった資料収集で得た広域市町村圏計画等⁽¹¹⁾の資料を参考に、圏域内の実状を把握する。

(1) 能代圏域

ほとんどの『能代圏域』構成自治体が、緑豊かな自然環境を活かした産業とスポーツを中心としたまちづくりを推進している。また、既存圏域である能代山本広域市町村圏⁽¹²⁾設定の背景も、米代川流域水系での繋がりと考えられており、地理的要因である自然環境は、圏域を構成する上で重要な要因と考えられる。

能代山本広域市町村圏内での広域連携として、事務事業の共同処理⁽¹³⁾及び広域的な交流・連携の強化により、事業の展開を推進し、事務の効率化や共同運営による財政面での負担を削減が可能となっている。

(2) 新庄圏域

『新庄圏域』には、最上川をはじめとする複数の一級河川が流れており、その支川周辺に集落や農地が点在し、新庄市を中心として放射状に圏域が形成されており、河川からは生活・産業面で多くの恩恵を受けている。

つまり、『新庄圏域』は自然環境(地理的)面に大きな影響を受けていると考えられる。また、圏域構成自治体のほとんどが、河川を主とした自然環境を生かした交流によるまちづくりを推進している。それと共に、道路を中心とした交通網の整備⁽¹⁴⁾を推進し、圏域を越えた交流を積極的に行なっており、新庄市を中心に河川・道路を用いた交流文化を重点的に推進し、圏域の振興を図っている。この考えは、既存圏域である最上広域市町村圏の設定背景にも通じており、『新庄圏域』外との広域連携も街道や道路で

表-5 能代圏域の圏域動向状況

| (現)周辺自治体名 | (旧)周辺自治体名 | 通学動向 | | 通勤動向 | | 消費動向 | 通院動向 |
|-----------|-----------|------|-----|------|-----|-------|------|
| | | S45 | H12 | S45 | H12 | (H14) | |
| 能代市 | 二ツ井町 | ○ | ○ | × | △ | ◎ | - |
| 三種町 | 山本町 | ◎ | ◎ | × | △ | ◎ | - |
| | 八竜町 | ◎ | ◎ | × | △ | ◎ | - |
| | 琴丘町 | ○ | ○ | × | △ | ○ | - |
| 八峰町 | 八森町 | ◎ | ◎ | △ | △ | ◎ | - |
| | 峰浜村 | ◎ | ◎ | △ | ○ | ◎ | - |
| 藤里町 | 藤里町 | △ | ○ | × | △ | ◎ | - |
| 大潟村 | 大潟村 | △ | × | × | × | × | - |

表-6 新庄圏域の圏域動向状況

| 周辺自治体名 | 通学動向 | | 通勤動向 | | 消費動向 | 通院動向 |
|--------|------|-----|------|-----|-------|-------|
| | S45 | H12 | S45 | H12 | (H12) | (H17) |
| 尾花沢市 | △ | × | × | × | × | × |
| 金山町 | △ | △ | × | △ | ◎ | ◎ |
| 最上町 | ◎ | ◎ | × | × | ○ | △ |
| 舟形町 | ◎ | ◎ | △ | △ | ◎ | ◎ |
| 真室川町 | ◎ | ○ | × | △ | ○ | ○ |
| 大蔵村 | ◎ | ◎ | × | △ | ◎ | ◎ |
| 鮭川村 | ◎ | ◎ | × | △ | ◎ | ◎ |
| 戸沢村 | ○ | ◎ | × | △ | ◎ | ◎ |

◎：流入割合50%以上 ○：流入割合30%以上50%未満
△：流入割合10%以上30%未満 ×：流入割合10%未満

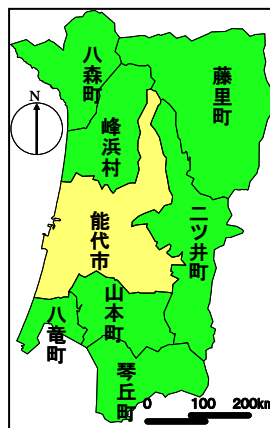


図-4 能代圏域

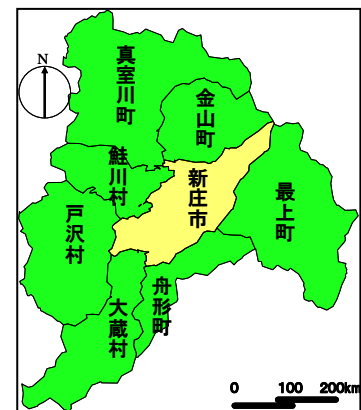


図-5 新庄圏域

の繋がりである。この事から、圏域内の連携は、新庄市を中心に施策・計画が行なわれ、その結果、新庄市への都市機能や住民の集積が進んでいる。

しかし、各自治体の計画に対する取り組み（実施）に違い⁽¹⁵⁾が生じ、圏域内の意思統一が図れていないと考えられる。圏域住民の生活環境向上には、各計画に対する圏域構成自治体の意思統一及び迅速な連携による取り組みが必要不可欠である。

4.3 圏域構造の変化及び圏域中心都市の役割

ここでは、統計データから対象圏域内の人口・世帯数等の変化を把握し、各自治体へのヒアリング調査から都市機能や施設の変化及び通学・通勤、消費購買、保健医療の問題に対する圏域構成自治体の考えや意識を把握する。

ヒアリング調査は、①既存圏域設定の歴史的背景、②圏域構成自治体間で行なっている広域連携、③自治体内に不足している機能や施設、④圏域中心都市に求めている役割及び必要性、⑤圏域外自治体との広域連携行政の5項目について実施し、経年変化による圏域構造の変化及び圏域中心都市として中心都市が構成自治体から求められている圏域中心都市の役割を把握する。

(1) 能代圏域

構成自治体の人口は、昭和55年をピークに全自治体が減少傾向にあり、一方で、世帯数は能代市が増加傾向を示し、他の自治体は減少もしくは横ばいの傾向にある。人口減少は少子高齢化の影響や東京等の大都市圏への流出が考えられるが、圏域内で能代市の世帯数が増加していることから、周辺自治体から能代市へ流入している可能性も高い。その理由として、各圏域構成自治体へ行なったヒアリング調査から、教育・雇用面で能代市に集中しているという意見が多くあった事が挙げられる。また、能代圏域内で高規格幹線道路（高速道路）⁽¹⁶⁾の整備を始め、交通網の整備が行なわれている（表一7、図一6）。これにより、圏域南部の琴丘町は、中核都市である秋田市に近いこともあり、能代市と秋田市へ向かう移動時間の差がほとんどなくなった。そして、地区によっては、秋田市への流出割合が大きいという意見もあった。同様に、消費購買圏も広域化が進み、秋田市への流出傾向が見え始めているとの意見が圏域

表一7 能代圏域県道整備状況

| | 実延長(km) | 改良 | | 舗装 | |
|-------|---------|--------|------|--------|------|
| | | 延長(km) | 率(%) | 延長(km) | 率(%) |
| 昭和46年 | 244.6 | 130.7 | 53.4 | 196.6 | 80.4 |
| 昭和59年 | 245.7 | 214.1 | 87.1 | 214.1 | 87.1 |
| 平成元年 | 240.8 | 144.5 | 60.0 | 220.6 | 91.6 |
| 平成5年 | 236.4 | 150.6 | 63.7 | 218.6 | 92.5 |
| 平成11年 | 358.2 | 241.4 | 67.4 | 329.5 | 92.0 |
| 平成16年 | 360.7 | 249.6 | 69.2 | 332.2 | 92.1 |

表一8 新庄圏域県道整備状況

| | 実延長(km) | 改良 | | 舗装 | |
|-------|---------|--------|------|--------|------|
| | | 延長(km) | 率(%) | 延長(km) | 率(%) |
| 昭和44年 | 332.8 | 103.4 | 31.1 | 56.4 | 16.9 |
| 昭和54年 | 373.2 | 242.8 | 65.1 | 226.5 | 60.7 |
| 昭和62年 | 377.8 | 265.9 | 70.4 | 274.5 | 72.7 |
| 平成2年 | 390.7 | 290.8 | 74.4 | 308.3 | 78.9 |
| 平成7年 | 381.6 | 300.0 | 78.6 | 313.8 | 82.2 |
| 平成12年 | 383.0 | 307.7 | 80.3 | 327.3 | 85.5 |
| 平成17年 | 385.1 | 317.0 | 82.3 | 337.0 | 87.5 |

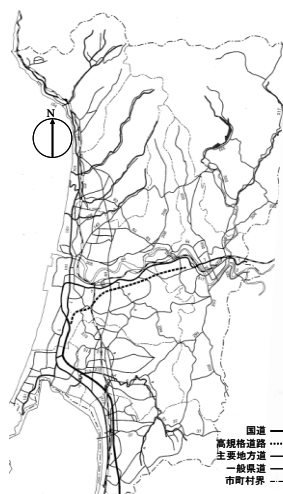
南部の自治体から挙がっていた。

しかし、高速道路の開通に伴い、能代市郊外部⁽¹⁷⁾へ複合商業施設⁽¹⁸⁾等が立地し始め、買物客が増加傾向にあるという意見もあった。これは、商業面での集客向上と同時に、雇用の確保にも繋がり、雇用面での中心性が高くなり、周辺自治体からの集積がより顕著になる事が考えられる。医療面でも、能代市に設置されている病院を利用する等の回答が多く、能代市は様々な都市施設・機能を有する中心都市として必要不可欠である事が明らかになった。

(2) 新庄圏域

『新庄圏域』の人口は、昭和55年をピークにほとんどの構成自治体で減少傾向にある。世帯数は、それとは逆に増加傾向にあるが、そのほとんどが新庄市の増加量であり、他の自治体のほとんどは減少傾向にある。この傾向は、『能代圏域』と同様であることから、周辺自治体から新庄市へ流入している可能性が高いと考えられる。また、各圏域構成自治体へ行なったヒアリング調査から、教育面や医療面で新庄市に集中しているという意見が多かった。

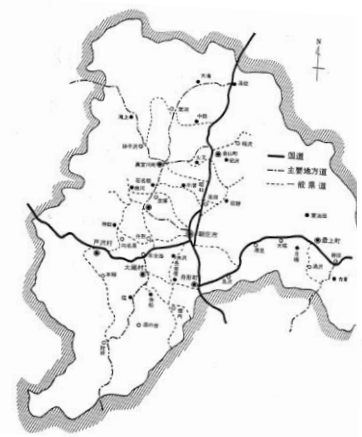
しかし、商業面では、南部の自治体は山形市や東根市、北部は秋田県湯沢市、西部は鶴岡市や三川町、西部は宮城県仙台市等へ向かうという、圏域拡大の傾向にある事がヒアリング調査から明らかになった。同様に、雇用面でもその傾向が見られ、その背景にはインフラ整備（表一8、図一7）及びモータリゼーションの進行に伴う圏域住民の行動範囲拡大が考えられる。また、公共交通であるバス路線⁽¹⁹⁾が、モータリゼーションの影響から、撤退を余儀なくされ、各自治体独自でバスを運行しているものの、通過自治体数及び運行数は少なく、交通弱者にとって使いやすいものではないとの回答が多かった。つまり、『新庄圏域』は都市機能・施設共に新庄市を中心として成り立っているが、公共交通でのアクセスが悪く、交通弱者には厳しい現状にある事が明らかになった。また、公共交通が不便であることがモータリゼーションの進展に拍車をかけ、圏域外の都市に労働・買物面で拡大していると考えられる。



図一6 能代圏域交通網

出典：能代広域市町村圏計画

(H2)



図一7 新庄圏域交通網

出典：最上広域市町村圏

振興整備計画 (S45)

5. まとめ

本研究の結果から、地方中小都市を圏域中心都市とした圏域を都市機能・施設や地理的要因等から選定・分析することによって、圏域構造の実態を明らかにし、圏域中心都市の役割と必要性を把握する事ができた。しかし、同時にモータリゼーション及びインフラ整備の進行から、圏域構造が変化し、地方中小都市及びその圏域構成自治体が、将来的に衰退する恐れがあるという問題が見られた。

そこで、本章では圏域中心都市の役割と必要性そして問題点をまとめた上で、今後に向けての提言を行なう。

5.1 圏域中心都市の役割と必要性

圏域中心都市は、国道や鉄道といった交通網が重なりあう、交通の要衝としての役割を有しており、人や物の集積効率が高く、交流・流通の中心的役割を担っている。また、産業面での発達が圏域中心都市には望まれており、周辺自治体から圏域中心都市は雇用・買物先として、必要とされている。

このように、圏域住民の日常生活には圏域中心都市が必要不可欠な存在として認識されている。統計を用いた圏域設定ともほぼ同じ結果であることから、圏域中心都市の盛衰は、圏域構成自治体に多大な影響を与えると考えられる。

5.2 問題点

広域連携をみると、そのメリットとして、事務事業の共同化による行政のスリム化に伴う経営コスト削減がある。しかし、各圏域構成自治体で広域連携事業に対する取り組み方、考え方が異なっており、必ずしも有用な事業になるとはいえない。

また、モータリゼーションの影響から、中枢・中核都市等へ雇用や消費購買を目的とした、日常生活の行動範囲が拡大傾向にあり、圏域中心都市の必要性が薄れてきている。これらの自治体は、圏域中心都市と隣接していない、もしくは、圏域内の他の自治体に比べ、中枢都市等の大規模都市や圏域中心都市と同規模の都市との距離が近いことが挙げられる。

以上のように、圏域中心都市の役割や必要性は時代の変化と共に変わり始めている。そして、現状のままでは、生活圏の拡大に伴い、大規模都市への一極集中と圏域中心都市の衰退から、地方の過疎化が進行する可能性が高いと考えられる。

これらの事から、中小都市を中心とした圏域内での中心都市と周辺自治体のあり方や圏域としてのまとめこそが、今後重要になってくると考えられる。

5.3 提言

地方小都市を圏域中心とする圏域で、圏域中心都市と周辺自治体の今後のあり方について、以下を提言する。

①社会変化に対応した計画・構想の策定

「定住自立圏」⁽²⁰⁾、「21世紀生活圏」⁽²¹⁾等の国が策定する計画・構想を有効活用し、圏域中心都市と周辺自治体の圏域内役割の明確化を図る。

②圏域構成自治体間の問題意識の共有

圏域中心都市と周辺自治体がそれぞれ抱えている問題に対応する広域連携事業の合理化を行なう。

③圏域特性に見合った都市機能・施設の設置

圏域構成自治体の規模（面積）や位置（地形）が平等ではない場合、平等な行政サービス（生活環境）を圏域住民が享受できる仕組みづくりをする。

【補注】

- (1) 身近な単位である居住区、居住区が集まっての定住区、そして定住区が集まり、地域開発の基礎としてその地域で住民が生涯をおくれるような地域づくりを目指す圏域。
- (2) 3大都市圏以外の政令指定都市及び概ね人口100万人程度の都市。
- (3) 3大都市圏以外の県庁所在地及び概ね人口50万人程度の都市。
- (4) 1921年に郡制廃止法が公布、1923年に郡会廃止、1926年に郡長及び郡役所の廃止。
- (5) 本研究では、地域振興局、総合支庁といった様々な部署が含まれている出先機関を用いた。
- (6) 専門学科のうち、農業・水産・商業・工業といった教育を主とし、専門性が高い知識・技能を得る事が可能な学校を指す。
- (7) 一般に、核となる都市および、その影響を受ける地域（周辺地域、郊外）をひとまとめにした地域の集合体であり、行政区分を越えた広域的な社会・経済的な繋がりをを持った地域区分を指す。
- (8) 山形県内の消費者の買物動向の状況を調べる為、県内の商工会議所と商工会の協力を得ながら、山形県が3年ごとに実施している調査。
- (9) 山形県が県医師会等の協力を得て、各保健所を通して各医療施設に調査票を配布し、調査の客体となった患者について、医療施設の管理者が調査票に記入する他計方式で行なった調査。
- (10) 各広域市町村圏事務組合が作成している、広域市町村圏（ふるさと市町村圏）構成自治体の総合計画を基に作成している計画。
- (11) 医療法第30条の3第2項第1号に規定する区域で特殊な医療を除く病院の整備を図るべき地域的単位として設定する圏域として、複数の市町村で構成されている。
- (12) 各県で設定されている圏域であり、圏域人口が概ね10万人以上であり、一定の要件を具備した日常社会生活圏を形成し、または形成する可能性を有すると認められる圏域のことを指す。
- (13) 一部事務組合等で、公共事業及びその事業に伴う事務を一括して行なう事を指す。
- (14) 尾花沢市尾花沢から新庄市松本まで通る尾花沢新庄道路（国道13号）が、一般国道の自動車専用道路として整備された。
- (15) 事業に対する自治体負担のコストが、事業から自治体が得られるメリットを上回っている等の意見があった。
- (16) 高規格幹線道路（高速道路）として、琴丘能代道路（国道7号）の整備が行なわれている。
- (17) 能代市東地区がこれにあたり、琴丘能代道路ICも設置されている。
- (18) 主として、集客率向上の為に、複数の商業施設を一つの区画に設置されている地域のことを指す。この形態は、都市や地域の再開発において非常に多く用いられている。
- (19) 山交バス株式会社が運行する路線バスが、新庄圏域内を通過していたが、赤字路線の増加に伴い、新庄市と周辺自治体を結ぶ路線は4路線という現状にある。
- (20) 人口5万～10万人規模の市を総合病院やスーパー、高校などがあり、日常生活を支える「中心市」とし、周辺市町村から中心市に1時間以内で行けるように交通網を整える構想。
- (21) 「21世紀にふさわしい生活圏」のあり方について、総務省の「定住自立圏構想研究会」とも連携し、社会資本整備などの観点から速やかにこかつ適正に対応していく為の、圏域設定構想。

【参考文献・資料】

- 1) 金本良嗣・徳岡一幸（2002）、「日本の都市圏設定基準」、応用地域学研究、No. 7-1-15、pp 1～16
- 2) 内田一平・中出文平（1997）、「県庁所在地都市圏における市街地拡大の実態と要因に関する研究」、都市計画論文集、No. 32-70、pp415～420
- 3) 永柳宏・山崎寿一・紺野昭（1990）、「県境山村における生活・生産行動の圏域特性と地域再編—長野県荒気村・阿南町の場合—」、都市計画論文集、No. 25-29、pp169～174
- 4) 社団法人東北建設協会（1998）、「東北の街道」、pp14～191 無明舎出版
- 5) 国土交通省東北地方整備局、河川事業、(<http://www.thr.mlit.go.jp/>), 2007
- 6) 国土交通省道路局、高速道路開通情報、(<http://www.mlit.go.jp/road/yuryo/index.html>), 2007
- 7) JR東日本旅客鉄道株式会社、路線図、(<http://www.jreast.co.jp/railway/index.html>), 2007